

秋田県告示第146号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定に基づき、秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示第483号）の一部を次のように改正したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和4年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>秋田県資源管理方針</p> <p>1～8（略） （別紙1-1）、（別紙1-2）（略） （別紙1-3）</p> <p>1（略）</p> <p>2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業</p> <p><u>（1） 当該知事管理区分を構成する事項</u></p> <p>ア 水域 <u>中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）</u></p> <p>イ 対象とする漁業 <u>秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する全ての漁業</u></p> <p>ウ 漁獲可能期間 周年</p> <p><u>（2） 漁獲量の管理の手法等</u> 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。</p> <p>ア 当該管理年度中（<u>イに規定する場合を除く。</u>） 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p>イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。） 陸揚げした日から3日以内（<u>行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。</u>）</p> | <p>秋田県資源管理方針</p> <p>1～8（略） （別紙1-1）、（別紙1-2）（略） （別紙1-3）</p> <p>1（略）</p> <p>2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p><u>（1） 秋田県くろまぐろ（小型魚）<u>定置網漁業</u></u></p> <p>ア 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p><u>（ア） 水域</u> <u>（イ）の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域</u></p> <p><u>（イ） 対象とする漁業</u> <u>定置網漁業</u></p> <p><u>（ウ） 漁獲可能期間</u> 周年</p> <p><u>イ 漁獲量の管理の手法等</u> 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。</p> <p><u>（ア） 当該管理年度中（<u>（イ）に規定する場合を除く。</u>）</u> 陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</p> <p><u>（イ） 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）</u> 陸揚げした日から3日以内</p> <p><u>（2） 秋田県くろまぐろ（小型魚）<u>漁船漁業等</u></u></p> <p>ア 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p><u>（ア） 水域</u> <u>（イ）の対象とする漁業が、くろまぐろ（小型魚）の採捕を行う水域</u></p> <p><u>（イ） 対象とする漁業</u> <u>沿岸くろまぐろ漁業（法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業を</u></p> |

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95パーセントを秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分し、残りのおおむね5パーセントを本県の留保とする。また、当該留保については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、秋田海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

4 （略）

5 （略）

（別紙1－4）

1 （略）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）

イ 対象とする漁業

秋田県に住所又は主たる営業所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する全ての漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

いう。以下この別紙において同じ。）、その他秋田県に住所又は主たる事務所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する定置網漁業以外の全ての漁業。

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

(ア) 当該管理年度中（イ）に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

(イ) 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を平成22年（2010年）から平成24年（2012年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、秋田海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

4 （略）

5 （略）

（別紙1－4）

1 （略）

2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) 秋田県くろまぐろ（大型魚）定置網漁業

ア 当該知事管理区分を構成する事項

(ア) 水域

(イ)の対象とする漁業が、くろまぐろ（大型魚）の採捕を行う水域

(イ) 対象とする漁業

定置網漁業

(ウ) 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね95パーセントを秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分し、残りのおおむね5パーセントを本県の留保とする。また、当該留保については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

(2) 秋田県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等

ア 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、くろまぐろ（大型魚）の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業（法第121条第1項の規定による広域漁業調整委員会の指示に基づき操業の承認等を受けた漁業をいう。以下この別紙において同じ。）、その他秋田県に住所又は主たる事務所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する定置網漁業以外の全ての漁業。

ウ 漁獲可能期間

周年

イ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を平成27年（2015年）から平成29年（2017年）までの漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資

を踏まえ、秋田海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

4 (略)

5 (略)

(別紙1-5)～(別紙1-8) (略)

源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、秋田海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

4 (略)

5 (略)

(別紙1-5)～(別紙1-8) (略)